

重要事項説明書（指定訪問看護）

指定訪問看護事業利用サービス提供開始にあたり訪問看護事業運営規程第5条関係に基づいて当事業者が貴方に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 訪問看護を提供する事業者について

事業者の名称：医療法人 真徳会
事業者の所在地：南城市佐敷字津波古西原 2310 番地
法人種別：医療法人
代表者名：真栄城 徳佳
電話番号：098-947-3555
指定年月日：平成12年4月28日
指定番号：4761390014

2. ご契約者へ訪問看護サービス提供を担当する事業所について

事業所の名称：沖縄メディカル訪問看護ステーション
事業所の所在地：南城市佐敷字津波古西原 2309 番地
管理者の氏名：照屋 妙子
電話番号：098-987-6130
FAX番号：098-987-6131

3. 事業の目的及び運営方針

- (1) 要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指す。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める
- (3) 事業を運営するに当たって、地域との結び付きを重視し、市町村等保険者、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

4. 職員の職種、人数及び職務内容

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
職員を指揮監督し、業務の実施状況の把握に努める。
- (2) 訪問看護師 2.5名以上（1名は常勤） 理学療法士等 1名以上
必要に応じて配置する。
看護師、理学療法士等の職員によって看護サービスの提供を行う。

5. 営業日及び営業時間

営業日：月曜日～土曜日
営業時間：8：30～17：30
時間外、緊急時は、緊急対応体制を取っていますので電話での相談
あるいは必要時訪問にて対応いたします。緊急時の連絡方法は別紙に記載

6. 職員の勤務体制

勤務時間帯 8：30～17：30 週40時間勤務
休業日 日曜日 祝日 12/31～1/3 台風警報発令時

7. 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額

指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は厚生大臣の定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に各利用の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし区分支給限度基準を超える単位については利用者負担とする。別紙「訪問看護費 料金表」により取り扱います。

その他の利用料

訪問看護と連携して行われる死後の処置 15,000 円
駐車料金が発生する場合 利用者負担となる。
連絡なしで訪問がキャンセルされる場合 1,000 円

訪問看護の内容

- ① 病状・障害・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- ③ 褥創の予防、処置
- ④ ターミナルケア、認知症患者の看護
- ⑤ 療養生活や介護方法の助言
- ⑥ カテーテル等の交換・管理
- ⑦ リハビリテーション（必要時、理学療法士等が訪問します）
- ⑧ その他在宅療養を継続する為に必要な、医師の指示による医療処置
- ⑨ 精神症状、障害状況の観察、服薬支援、生活技能の獲得又は再獲得のための支援及び助言、社会福祉制度の支援及び助言。

8. 事業の実施地域

通常沖縄メディカル訪問看護ステーションが行う実施地域は、南城市・与那原町・南風原町・西原町・八重瀬町の地域とする。（その他の地域は要相談）

9. 衛生管理等

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所は、設備および備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症の防止、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね1月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止ための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 虐待の防止

事業所は、利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。

利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止のために、下記に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止・身体拘束等の適正化及び虐待防止責任者：管理者

- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を年 1 回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (5) 事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (6) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (7) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明をした上で利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
その他、契約書契約条項及び重要事項説明書のとおりとする。

11. ハラスメント対策

事業所はハラスメント対策のための対応を、以下のとおりとする。

- (1) 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な処置を講じる。
- (2) カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- (3) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- (4) 相談対応の担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

12. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 苦情等申立先

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

- (1) 利用者からの相談又は、苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者を設置
相談、苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。また、担当
者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、
担当者に必ず引き継いでいる。

(電話番号) 098-987-6130 担当者は、管理者
行政機関 別紙に記載

- (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ①苦情があった場合は、ただちにサービス担当責任者が相手方に連絡を取り、
直接訪問などして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。
- ②サービス提供責任者が、必要があると判断した場合、管理者まで含めて検討会議
を行う。
- ③検討の結果、必ず翌日までには具体的な対応をする。(利用者に謝罪に行くなど)
- ④記録を保管し再発防止に努める。

14. 事故発生時について

- (1) 訪問看護提供時に事故が発生した場合は、まず利用者に生命に危険性があると
判断した場合は、まず救急的な処置をとり（救急車の手配、救急蘇生等）主治医
に連絡をとる。また家族等にも連絡をとる。
事故発生後各機関に連絡をとるとともに、賠償事故においては損害賠償を速やか
に行う。 また、器物破損等に関しては、賠償保険で対応する
- (2) 事故が生じた際には、その原因を解明し再発を防ぐ為の対策をとる。
- (3) 市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行ない必要な措置を講ずる。

15. 緊急時における対応方法について

- (1) 緊急時の対応方法を主治医、利用者、家族に確認をとり緊急時に速やかに対応する。
- (2) 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は
速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医の連絡が困難な場合
は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- (3) 看護師は、前項について、しかるべき処置を場合は、速やかに主治医や管理者に
報告を行う。

【医療保険】

訪問看護費 料金表 ①

訪問看護基本療養費

項目		利用料	自己負担額の目安					
			1割	2割	3割			
基本療養費	訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日まで (准看護師)	¥5,550 ¥5,050	¥555 ¥505	¥1,110 ¥1,010	¥1,665 ¥1,515		
		週4日以降 (准看護師)	¥6,550 ¥6,050	¥655 ¥605	¥1,310 ¥1,210	¥1,965 ¥1,815		
		訪問看護基本療養費(Ⅱ) 【同一建物複数】	同一日に 2人	週3日まで (准看護師)	¥5,550 ¥5,050	¥555 ¥505	¥1,110 ¥1,010	¥1,665 ¥1,515
				週4日以降 (准看護師)	¥6,550 ¥6,050	¥655 ¥605	¥1,310 ¥1,210	¥1,965 ¥1,815
		同一日に 3人	週3日まで (准看護師)	¥2,780 ¥2,530	¥278 ¥253	¥556 ¥506	¥834 ¥759	
			週4日以降 (准看護師)	¥3,280 ¥3,030	¥328 ¥303	¥656 ¥606	¥984 ¥909	
	訪問看護基本療養費(Ⅲ)【外泊時】		¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550		
	加算の種類	難病等複数回訪問加算	1日2回	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
			1日3回以上	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
		緊急時訪問看護加算		¥2,650	¥265	¥530	¥795	
		長時間訪問看護加算		¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560	
		乳幼児加算(1日)		¥1,500	¥150	¥300	¥450	
		夜間・早朝訪問看護加算(18時-22時・6時-8時)		¥2,100	¥210	¥420	¥630	
深夜訪問看護加算(22時-6時)		¥4,200	¥420	¥840	¥1,260			
複数名訪問看護加算								
イ.		看護師・保健師・助産師 またはリハビリ職員と訪問 (同一建物内3人以上)	1日1回	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
			1日2回以上	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200	
ロ.		准看護師と訪問 (同一建物内3人以上)	1日1回	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140	
			1日2回以上	¥3,400	¥340	¥680	¥1,020	
ハ.		看護師または看護補助者と訪問 (同一建物内3人以上)	1日1回	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
	1日2回以上		¥2,700	¥270	¥540	¥810		
ニ.	看護師または 看護補助者と訪問 (別表7・8、特別指示期間)	1日1回 同一建物内3人以上	1日1回	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
			1日2回以上	¥2,700	¥270	¥540	¥810	
		1日2回 同一建物内3人以上	1日2回	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	
			1日3回以上	¥5,400	¥540	¥1,080	¥1,620	
1日3回以上 同一建物内3人以上	1日3回以上	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000			
	1日4回以上	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700			

【医療保険】

訪問看護費 料金表 ②

訪問看護管理療養費

項目		利用料	自己負担の目安				
			1割	2割	3割		
訪問看護管理療養費	訪問初日	¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301		
	1	2日目以降	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
	2		¥2,500	¥250	¥500	¥750	
加算の種類	24時間対応体制加算	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040		
	特別管理加算	¥2,500	¥250	¥500	¥750		
	特別管理加算（重）	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500		
	退院時共同指導加算	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400		
	特別管理指導加算	¥2,000	¥200	¥400	¥600		
	退院時支援加算	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800		
	退院時指導加算（長）	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520		
	在宅患者連携指導加算	¥3,000	¥300	¥600	¥900		
	在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	¥2,000	¥200	¥400	¥600		
	訪問看護 ベースアップ 評価料	(Ⅰ)	¥780	¥78	¥156	¥234	
		(Ⅱ)	1	¥10	¥1	¥2	¥3
			2	¥10	¥1	¥2	¥3
			10	¥100	¥10	¥20	¥30
			11	¥150	¥15	¥30	¥45
18	¥500	¥50	¥100	¥150			
訪問看護医療DX情報加算	¥50	¥5	¥10	¥15			
訪問看護情報提供療養費		¥1,500	¥150	¥300	¥450		
訪問看護ターミナルケア療養費		¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500		

※エンゼルケア処置代は別途

【介護保険】

訪問看護費 料金表

所要時間		単位	自己負担額の目安			
			1割	2割	3割	
基本 利用 料金	看護師	20分未満 (訪看Ⅰ1)	314	¥314	¥628	¥942
		20分～30分未満 (訪看Ⅰ2)	471	¥471	¥942	¥1,413
		30分～60分未満 (訪看Ⅰ3)	823	¥823	¥1,646	¥2,469
		60分～90分未満 (訪看Ⅰ4)	1128	¥1,128	¥2,256	¥3,384
PT OT ST	20分 (訪看Ⅰ5)	294	¥294	¥588	¥882	
	40分 (訪看Ⅰ5×2回)	588	¥588	¥1,176	¥1,764	
夜間または早朝の場合		25%加算	所要時間の単位数に加算			
深夜の場合		50%加算				
加算 の 種類	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		600	¥600	¥1,200	¥1,800
	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)		574	¥574	¥1,148	¥1,722
	特別管理加算(Ⅰ)		500	¥500	¥1,000	¥1,500
	特別管理加算(Ⅱ)		250	¥250	¥500	¥750
	初回加算(Ⅰ)		350	¥350	¥700	¥1,050
	初回加算(Ⅱ)		300	¥300	¥600	¥900
	退院時共同指導加算		600	¥600	¥1,200	¥1,800
	看護・介護職員連携強化加算		250	¥250	¥500	¥750
	複数名訪問看護加算(Ⅰ)	30分未満	254	¥254	508	762
		30分以上	402	¥402	804	1206
	複数名訪問看護加算(Ⅱ)	30分未満	201	¥201	402	603
		30分以上	317	¥317	634	951
	口腔連携強化加算		50	¥50	100	150
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		6	¥6	¥12	¥18
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		3	¥3	¥6	¥9	
長時間加算		300	¥300	¥600	¥900	
ターミナルケア加算		2500	¥2,500	¥5,000	¥7,500	

【介護保険】

介護予防訪問看護費 料金表

	所要時間	単位	自己負担額の目安			
			1割	2割	3割	
基本 利用 料金	看護師	20分未満 (予訪看Ⅰ1)	303	¥303	¥606	¥909
		20分～30分未満 (予訪看Ⅰ2)	451	¥451	¥902	¥1,353
		30分～60分未満 (予訪看Ⅰ3)	794	¥794	¥1,588	¥2,382
		60分～90分未満 (予訪看Ⅰ4)	1090	¥1,090	¥2,180	¥3,270
PT OT ST	20分 (予訪看Ⅰ5)	284	¥284	¥568	¥852	
	40分 (予訪看Ⅰ5×2回)	568	¥568	¥1,136	¥1,704	
	夜間または早朝の場合	25%加算	所要時間の単位数に加算			
	深夜の場合	50%加算				
加算 の 種類	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		600	¥600	¥1,200	¥1,800
	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)		574	¥574	¥1,148	¥1,722
	特別管理加算(Ⅰ)		500	¥500	¥1,000	¥1,500
	特別管理加算(Ⅱ)		250	¥250	¥500	¥750
	初回加算(Ⅰ)		350	¥350	¥700	¥1,050
	初回加算(Ⅱ)		300	¥300	¥600	¥900
	退院時共同指導加算		600	¥600	¥1,200	¥1,800
	看護・介護職員連携強化加算		250	¥250	¥500	¥750
	複数名訪問看護加算(Ⅰ)	30分未満	254	¥254	508	762
		30分以上	402	¥402	804	1206
	複数名訪問看護加算(Ⅱ)	30分未満	201	¥201	402	603
		30分以上	317	¥317	634	951
	口腔連携強化加算		50	¥50	100	150
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		6	¥6	¥12	¥18
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		3	¥3	¥6	¥9	
長時間加算		300	¥300	¥600	¥900	
ターミナルケア加算		2500	¥2,500	¥5,000	¥7,500	